

国会公契第 15 号
国官技第 328 号
国営管第 348 号
国営計第 112 号
国港総第 483 号
国港技第 74 号
国空予管第 1142 号
国空空技第 400 号
国空交企第 301 号
国北予第 13 号
令和 6 年 12 月 13 日

大臣官房官庁営繕部	各 課 長	殿
各 地 方 整 備 局	総 務 部 長	殿
	企 画 部 長	殿
	営 繕 部 長	殿
	港湾空港部長	殿
北 海 道 開 発 局	事業振興部長	殿
	営 繕 部 長	殿
各 地 方 航 空 局	総 務 部 長	殿
	空 港 部 長	殿
	保 安 部 長	殿
国土技術政策総合研究所	総 務 部 長	殿
	管理調整部長	殿
国 土 地 理 院	総 務 部 長	殿
	企 画 部 長	殿

大 臣 官 房 会 計 課 長
大 臣 官 房 技 術 調 査 課 長
大臣官房官庁営繕部管理課長
大臣官房官庁営繕部計画課長
港 湾 局 総 務 課 長
港 湾 局 技 術 企 画 課 長
航 空 局 予 算 ・ 管 財 室 長
航空局航空ネットワーク部空港技術課長
航空局交通管制部交通管制企画課長
北 海 道 局 予 算 課 長
(公 印 省 略)

工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知について

令和6年6月14日に公布された建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第49号）により、建設業法（昭和24年法律第100号）が改正され、建設業者は、その請け負う建設工事について、主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、注文者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知しなければならないとされたところ、その取扱いについては下記のとおり措置されたい。

記

1 対象工事

全ての建設工事とする。

2 現場説明書等への記載

以下記載例を参考に、現場説明書等において、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知（以下「通知」という。）について記載するものとする。

（記載例）

（○）落札者（随意契約の場合にあっては、契約の相手方）は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまでに、契約担当官等に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

3 通知方法

通知は、落札者（随意契約の場合にあっては、契約の相手方）が落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまでに別記様式による通知書を提出し、契約担当官等がそれを受領することにより行うものとする。

附 則

この通知は、令和6年12月13日以降に請負契約を締結する工事から適用する。ただし、この通知の規定により難しい場合には、適宜の方法により通知について周知し、

落札者（随意契約の場合にあっては、契約の相手方）からの通知を促すこと。

(別記様式)

令和 年 月 日

(分任) 支出負担行為担当官

〇〇 〇〇 殿

所在地

名称

代表者名

(押印不要)

通 知 書

下記のとおり、建設業法第20条の2第2項に基づき、発生するおそれがあると認める工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報を通知します。

記

工事名：

☐ 主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰

(建設業法施行規則第13条の14第2項第1号)

発生するおそれのある事象※：(例) 国際的な石炭価格上昇に伴うコンクリート価格の高騰

上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先：(例) 報道等のURLを記載又はファイルを別添

※天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責めに帰することができないものを記載

☐ 特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰

(建設業法施行規則第13条の14第2項第2号)

発生するおそれのある事象※：(例) 〇〇地震の復旧工事の本格化による交通誘導員の不足

上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先：(例) 報道等のURLを記載又はファイルを別添

※天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責めに帰することができないものを記載

以上

その他連絡事項(空欄可)(自由記述：上記のほか工期等に影響を与えることが想定される情報等)

- (注) 1. 本通知書については、建設業法施行規則第13条の14第2項に規定する事象が発生するおそれがあると認めるときに提出するものであり、当該事象の発生するおそれが認められない場合は、提出を求めるものではない。
2. 本通知書を提出する場合は、落札決定（随意契約の場合にあつては、契約の相手方の決定）から契約締結までに提出するものとする。
3. 「上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先」欄においては、受注予定者の通常の事業活動において把握でき、メディア記事、資材業者の記者発表あるいは公的主体や業界団体などにより作成・更新された一定の客観性を有する統計資料等に裏付けられた情報を用いること。（一の資材業者の口頭のみによる情報など、真偽を確認することが困難である情報は除かれることに留意すること。）
4. 本通知書により通知した事象が契約締結後に顕在化した場合は、建設業法第20条の2第3項により、請負契約の変更についての協議を受注者から発注者に対して申し出ることができるが、当該協議については、本件工事の請負契約の規定等（スライド条項の運用基準等を含む。）に基づき対応を行うものであることに留意すること。
5. 本通知書を提出していない場合であっても、本件工事の請負契約の規定に基づき、請負契約の変更について発注者に対して受注者から協議を申し出ることができる。